令和７年度 歳末たすけあい贈呈金配分申請のご案内

歳末たすけあい贈呈金って？

市民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」は、新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としてる方に対して贈呈金として配分する事業のことです

１．配分対象となる方・提出書類について（申請同意書は社協だより 10 ページにあります）

1 満 75 歳以上のひとり暮らし高齢者で、市民税非課税の方
（但し、同一建物内において世帯分離登録している方は除く）

提出書類 ①申請同意書　②非課税証明書（１月２日以降に他市町村から守谷市に転入された方のみ）

2 満 19 歳以上の障がい者で、市民税非課税の方
ア　身体障がい者手帳１・２級　　イ　療育手帳　Ⓐ・A
ウ　精神障がい者保健福祉手帳　１級・２級

提出書類 ①申請同意書　②ア・イ・ウのいずれかの手帳のコピー（氏名・等級が分かる部分）
③非課税証明書（１月２日以降に他市町村から守谷市に転入された方のみ）

3 満 18 歳以下の障がい児
ア　身体障がい者手帳１・２級　　イ　療育手帳　Ⓐ・A

提出書類 ①申請同意書　②ア・イのいずれかの手帳のコピー（氏名・等級が分かる部分）

4 交通事故により、父母もしくは養父母の一方または双方が亡くなられた 18 歳以下（高校３年生まで対象）の交通遺児

提出書類 ①申請同意書　②交通遺児状況調査票
→社協窓口配布またはホームページよりダウンロード

5 令和７年 10 月１日現在、守谷市就学援助費（準要保護）または特別支援教育就学奨励費（支弁区分 第一段階・第二段階）の認定を受けている中学生以下の児童・生徒

提出書類 ①申請同意書　②守谷市就学援助費認定通知書または支弁区分決定通知書のコピー

２．贈呈金の配分について

①申請締切後、審査をおこない、非該当の方のみ通知をお送りします。
②贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します。
③贈呈は、12 月中旬以降に、地区担当民生委員・児童委員を通じてお渡しします。

次の方は対象外となります
①令和７年 10 月１日以降、生活保護を受給している世帯
②令和７年 10 月１日以降、施設入所等で在宅で生活をされていない方

注意事項
①年齢は令和８年３月３１日現在
②個人の重複申請はできません
③令和７年 10 月１日現在、守谷市の住民基本台帳に登録している方が対象

提出期限（令和７年）
11 月７日（金）消印有効
申請同意書・各提出書類を、下記事務局へ郵送または窓口にてご提出ください。申請期限を過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。

Instagram　X（旧 Twitter）　ホームページ

発行・編集：〒 302-0116　守谷市大柏９５４－３
いきいきプラザ・げんき館 守谷市社会福祉協議会事務局
電　話　０２９７（４５）００８８　　ＦＡＸ　０２９７（４８）５５５４
Ｈ　Ｐ　http://www.moriya-shakyo.com